

健康保険法に基づく訪問看護利用料金表

1. 自己負担割合

保険の種類によってご負担額が異なります。

対象	内容	指定訪問看護に要する費用の自己負担割合
・75歳以上の方 ・65歳～74歳で一定の障害の状態にあることで認定を受けた方	一般の方	1割
	一定以上所得の方	3割
70～74歳の方	一般の方	1割・2割
	一定以上所得の方	3割
6歳(就学後)～69歳の方	健康保険法等による自己負担金	2～3割 (各保険により異なる)
就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担金	2割

※公費負担医療制度については別途ご相談ください

2. 利用料金(基本の費用)

・精神科訪問看護基本療養費

			(I)	(III)同一建物	
			利用者様宅個別	同一日に2人	同一日に3人以上
保健師、看護師、または作業療法士による場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	4,250円	2,130円
		30分以上	5,550円	5,550円	2,780円
	週4日目以降	30分未満	5,100円	5,100円	2,550円
		30分以上	6,550円	6,550円	3,280円
准看護師による場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	3,870円	1,940円
		30分以上	5,050円	5,050円	2,530円
	週4日目以降	30分未満	4,720円	4,720円	2,360円
		30分以上	6,050円	6,050円	3,030円
精神科訪問看護基本療養費(II)(施設複数同時訪問)	5名程度を標準とし、8人まで、1人につき			1,600円	
精神科訪問看護基本療養費(IV)(外泊中の訪問)	入院中1回につき(「特掲診療料の施設基準等」別表第7及び第8に掲げる利用者にとっては入院中2回)			8,500円	

・精神科訪問看護管理療養費

※管理療養費 I	月1日目	7,670円
	2日目以降	3,000円/日

※ 1回の訪問は30分未満と30以上の区分となります。

※ 週4日以上訪問できるのは、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者と精神科特別訪問看護指示書 期間中の利用者のみとなります。